

法人会員用規約

フィットネス & スパ CARVATA(カルヴァータ)

(入会申込)

第1条 当クラブに入会しようとする法人は、本規約並びに当クラブの「会員規約」、ご利用方法等諸規則を了承の上、また当クラブを利用する会員法人に所属する役職員(以後法人会員と言う)に対しても上記規約等を遵守させる責任を負うことを了承の上、申し込みするものとする。

(入会金、会費)

第2条 当クラブを利用しようとする法人は、別途申込書に記載の料金を支払った後、当クラブ施設及び当クラブ内の運動機器等を利用できるものとする。

2 入会金及び会費は、記名式(C1)・無記名式(C2)の法人会員区分による他、対象となる個人会員区分毎の料金に対応する人数を乗じた金額の合計額とする。

3 会費は原則年払いとし、利用開始日の属する前月の末日までに当クラブが指定する口座に振り込むものとする。

(会員権の譲渡)

第3条 会員法人及び法人会員は、会員権等の債権債務を第3者に譲渡し、または転貸(共同使用等事実上会員権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)することはできない。

(無記名式の扱い)

第4条 無記名式を選択した法人は、当該法人に所属する役職員に所定の会員証を貸与し、当クラブの施設を利用させることができる。この場合、利用する者は利用時所定の書面に必要事項を記入しなければならない。

(損害賠償)

第5条 法人会員は、自己責任と危険負担において当クラブ施設を利用しなければならない。

2 法人会員の責に帰する事由により、当クラブ内施設の器具、備品等を破損した場合には、利用した法人会員とその所属する会員法人は連携して、速やかにこれを原状回復し又は当クラブに対して損害の額に相当する金銭を支払うものとする。

3 前項の規定は、当クラブ内施設を利用する第3者に対しても同様とする。

(事故処理)

第6条 法人会員の責に帰する事由により、当クラブ内施設において当該本人または他の利用者に人身傷害等が発生した場合、当クラブは一切損害賠償の責を負わないものとする。この場合、法人会員及びその所属する会員法人は協力して当該問題の処理に当たらなければならない。

ただし、当クラブに重大な過失等があった場合またはその責に帰することが明らかな場合はこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員法人は、次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに会員資格から発生する責務の期限の利益を喪失するとともに、当クラブは当該会員法人を除名することができるものとする。

①本規約に違反した場合

②年会費の支払いを遅延し、相当の期間を定めて支払いの催告を受けたにも拘らず金銭債務を支払わなかった場合

③法人会員が故意に施設、器具、備品等を汚損又は窃盗した場合

④法人会員が当クラブの定める諸規則等に違反した場合

(施設の閉鎖)

第8条 当クラブは、次の各号のいずれかに該当した場合、施設の一部または全部を閉鎖ことができ、会員法人は未使用の利用券等にかかる補償並びに年会費の一部または全部の返還等一切の請求及び異議申立てをしないものとする。

①天災地変による開館が不可能と認められる時

②施設の改造または補修の時

③法令の制定改廃、社会経済情勢の著しい変化またはその他已むを得ない事由により開館が不可能と認められる時

(料金等の変更)

第9条 当クラブは本規約に基づいて、会員法人が負担すべき年会費、利用料金等を社会経済情勢の変動等に応じて変更することができる。